

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正（案）の概要

1 個人番号を利用して処理する事務について

個人番号の利用について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外で用いてはならないこととされているが、同法第9条第2項において、市町村が条例で定める場合においては、その事務の処理について個人番号を利用することができることとされている。

本市においても、法で定める事務以外の事務で個人番号を用いて処理するものとして、長岡市個人番号の利用等に関する条例別表第1で定めているところである。

2 独自に個人番号を利用する事務の追加

(1) 事務の名称と追加する理由

(事務の名称)

子どもの医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

医療費助成の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であり、確認のため求めていた保険証等の書類の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(事務の名称)

老人医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

医療費助成の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であり、確認のため求めていた保険証等の書類の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(事務の名称)

精神障害者の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

医療費助成の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であり、確認のため求めていた保険証等の書類の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(事務の名称)

妊産婦の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの

(追加する理由)

医療費助成の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であり、確認のため求めていた保険証等の書類の添付を省略し、市民の負担を軽減することができる。

(別表第1)

	機関	事務
13	市長	子どもの医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの
14	市長	老人医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの
15	市長	精神障害者の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの
16	市長	妊産婦の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの

4 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和5年12月市議会定例会に提案し、令和6年10月1日から施行することとしたい。

長岡市個人情報保護法施行条例（案） のパブリックコメント

(説明)

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
- 3 【略】と記載してある部分は、今回改正しない条文です。
- 4 改正条例の施行日は、当条例の公布の日の予定です。

長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
	機関	事務		機関	事務
1 ～ 1 2	【略】		1 ～ 1 2	【略】	
1 3	市長	子どもの医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの		【追加】	
1 4	市長	老人医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの		【追加】	
1 5	市長	精神障害者の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの		【追加】	
1 6	市長	妊産婦の医療費助成の認定を行う事務であって告示で定めるもの		【追加】	